

中期目標・中期計画（素案）

国立大学法人東京医科歯科大学

平成21年6月30日

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 大学の基本的な目標 東京医科歯科大学の基本的目標 - 幅広い教養と豊かな感性を備え、自己問題提起・解決型の創造力を持ち、国際性豊かな人材の養成を図る。 - 深い専門性と高度な技術を習得した、世界をリードする研究者並びに医療人の養成を図る。 - 質の高い医療を推進するため、国際的に最先端の基礎研究・臨床研究を展開する。 - 産学官の国内外研究機関との連携を推進し、世界トップレベルの研究拠点としての強化を図る。 - 高度医療と社会貢献の拠点としての病院機能の強化を図る。 - 患者中心の医療を実践する人材を育成する。 - 医歯学・生命科学・医療工学の教育、研究、診療を通じた国際貢献への取組を推進する。 - 社会的なニーズの多様化に対応した教育・研究を推進する。	
◆ 中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 ○アドミッションポリシーに関する基本方針 1) 医療人としての使命感と国際的視野を有する教育者、研究者、職業人となる人材を受入れる。 ○教育課程、教育方法に関する基本方針 【学士課程】 2) 幅広い教養と豊かな人間性並びに医療人としての深奥な倫	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 ○アドミッションポリシーに関する計画 1) 本学の教育理念に合致し、強い使命感と高い勉学意欲、さらに研究指向を持つ優秀な学生を確保するため、入学試験方法・内容の不断の見直しを行うとともに、高等学校との連携を推進、強化する。 ○教育課程、教育方法に関する計画 【学士課程】 2) 入学時から医療人としての動機付けを行うための教育内容を充実する。

理観を備えた人材を育成する。

- 3) 自己問題提起・解決型の創造力豊かで国際感覚と国際的競争力に勝れる人材を育成する。
- 4) 教育資源を有効に活用し、教育の質の維持・向上を図る。
- 5) 大学院進学後、高度の専門的知識・技術を円滑に習得できる基礎を備えた人材を育成する。

【大学院課程】

- 6) 医歯学、看護学・検査学、生命科学・生命情報学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。

○教育の成果・効果の検証

- 7) 多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

○成績評価に関する基本方針

- 8) 医療人養成の観点から厳正・適正な評価を行う。

（２）教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置

- 9) 教育の実施体制を充実する。

○教育環境の整備

- 10) より充実した教育環境を構築する。

○教育の質の改善のためのシステム

- 3) 新たな教養教育プログラムを策定し、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けさせる教育を実施する。
- 4) 新たな連携教育プログラムを策定するなど教養部・学部との連携を強化し、教育内容を充実する。
- 5) 自己問題発見解決型のマルチメディア教材を開発・活用するなど授業形態を充実する。
- 6) 海外の大学との単位互換制度を拡大するなど国際化に対応した教育内容を充実する。
- 7) 医歯学融合型教育を新たに構築し、高度かつ効率的な教育体制を整備する。
- 8) 国公立大学連携を推進し、教育資源の有効利用を図る。
- 9) 大学院進学への動機付け及び接続に配慮した教育内容を充実する。

【大学院課程】

- 10) 基礎・臨床融合型教育システムを構築するなど研究科内あるいは研究科間における横断的教育体制を充実する。
- 11) 大学院生の留学制度を構築するなど海外提携大学との学生交流を推進する。
- 12) 医歯学と薬学を包括した連携教育プログラムを構築するなど連合・連携している大学と共同で大学院分野における教育を充実する。
- 13) 長期履修制度やICTを活用するなど社会人大学院の教育体制を充実する。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

- 14) 教育の成果・効果の検証等を継続的に行い、その結果を教育システムの改善に反映させる。

○成績評価に関する計画

- 15) 順次性のある体系的な教育課程編成の観点から、各学部・学科において学位授与の方針を明確化し、積極的に公開する。
- 16) 各学部学科・研究科における試験方法（CBT、OSCEを含む）・成績評価システム（GPA）を点検、整備する。

（２）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教職員の配置に関する計画

- 17) 教員の戦略的な配置について全学的な検証を行い、改善する。

○教育環境の整備に関する計画

- 18) 図書館の充実とともに、情報ネットワークを整備し、多様なメディアを活用した教育体制を充実する。

○教育の質の改善のためのシステムに関する計画

11) 教員の教育能力の向上及び教育の質の改善と向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

○学生の学習と生活支援

12) 学生が充実した学生生活を送るための、学習支援・生活支援・就職活動支援を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○目指すべき研究水準

- 13) 質の高い医療を推進するため、国際的に最先端の基礎研究・臨床研究を展開する。
- 14) 産学官の国内外研究機関との連携を推進し、世界トップレベルの研究拠点としての強化を図る。

○成果の社会への還元等

15) 研究成果を広く社会に発信するとともに、その成果を産学連携により医療への活用を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○研究者の配置

16) 最先端の研究や社会的要請の高い研究に即応できるよう、研究を推進するに相応しい研究者の配置を行う。

○研究環境の整備

- 17) 全学的な研究戦略・方針及び評価に基づき、研究資金の配分を行う。
- 18) 国際研究拠点形成のために、積極的な設備運用を行うとともに、研究支援組織の充実を図る。

19) 教員のFD研修を推進する。

20) 教育活動に関する自己点検・評価及び外部評価などPDCAサイクルを活用することにより、カリキュラム、授業内容等の改善を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生の学習と生活支援に関する計画

- 21) 修学、生活及びハラスメント等の相談窓口であるスチューデントセンターを中心として教育ポートフォリオを活用するなど学生への支援を強化し、保健管理センターを中心とした健康指導・管理システムを充実する。
- 22) 学生の就職活動支援の強化や経済的支援を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

- 23) 生命科学分野における社会的に要請の高い重点領域の研究を推進するため、先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究に重点を置き、学部、研究科、研究所の有機的連携を図る。
- 24) 国内外の研究機関との連携を強化し、世界最高水準の先端研究拠点の形成を図る。

○成果の社会への還元等に関する計画

- 25) 産学官連携研究を推進し、その研究成果を、ホームページをはじめとするメディアなどを通じて広く公表するとともに、政府、各種団体、国際機関、地方自治体などの委員会活動等を通じて、社会への還元を目指す。
- 26) 研究成果の医療への応用を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者の配置に関する計画

- 27) 研究者の採用は、原則として公募制とし、国内外に広く公募し、研究領域に即した優秀な研究者を採用する。
- 28) 学部・研究科・研究所等の研究実施体制を定期的・継続的に見直し、研究者の流動化を含め、弾力的な運用を図る。

○研究環境の整備に関する計画

- 29) 学長のリーダーシップに基づき、全学的に支援すべき戦略的研究活動に資金の重点配分を行う。
- 30) 学長のリーダーシップに基づき、世界最高水準の先端研究拠点の維持・発展のため設備等の支援を行う。
- 31) 全学及び学外を含めた多様な研究ニーズに応えるため、共用センターその他の学内に設

○研究者支援

19) 若手研究者及び女性研究者支援を積極的に行う。

○知的財産の創出等と社会への還元

20) 基礎研究、トランスレーショナル研究を活性化し、その成果を知的財産として管理・運用する体制を充実させ、社会的貢献を図る。

○研究の質の向上システム

21) 研究者の評価システムを構築し、そのシステムに基づく評価を定期的・継続的に行い、優れた者にインセンティブを付与する。

○共同利用・共同研究拠点

22) 難治疾患研究所を共同利用・共同研究拠点として、学外の研究者の交流・研究支援の拡充を推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

○社会との連携・協力

23) 社会のニーズに対応した産学官連携研究を推進することで、積極的に社会貢献を図る。

○社会貢献

24) 社会に開かれた大学として生涯学習のための機会を提供する。

(2) 国際化に関する目標

○国際化に関する基本方針

25) 国際化を推進するために学内環境の整備を行うとともに、教育、研究、医療を通じた国際貢献への取組を推進する。

置された研究支援組織の見直しを行い、再編する。

○研究者支援に関する計画

32) 大学院生に経済的支援等を行うとともに、若手研究者の自立のための支援を行う。
33) 女性研究者の継続的研究を支援するためのシステムを構築する。

○知的財産の創出等と社会への還元に関する計画

34) 基礎研究と臨床研究の有機的な連携研究をさらに促進し、知的財産の創出を図る。

○研究の質の向上システムに関する計画

35) 研究者の自己評価・内部評価・外部評価システムの改良を行い、そのシステムに基づく評価を定期的・継続的に行い、優秀な者にインセンティブを付与する。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

36) 難治疾患研究所を「難治疾患共同研究拠点」として拠点化し、学内外の研究者の交流・研究支援の推進を図り、先駆的研究拠点としての先導的役割を果たす。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・協力に関する計画

37) 企業や関係機関等との連携研究を積極的に行うことで、本学の有する知識・情報・技能を活用し、社会のニーズに応える。

○社会貢献に関する計画

38) 公開講座や社会人を対象とした教育プログラム等を実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○国際化に関する計画

39) 国際交流センターを中心とした国際化を支援する学内体制を強化する。
40) 優秀な留学生確保のための活動を推進するとともに、秋季入学を拡充し、学習支援、経済的支援を充実する。
41) 国際教育研究拠点網を構築し、リカレント教育や共同研究の実施など国際貢献を推進する。
42) 医療の国際ネットワークを構築し、支援システムを整備するなど国際貢献を推進する。

(3) 附属病院に関する目標 ○管理運営体制の強化 26) 病院運営の効率化と財政基盤の充実を図る。 ○安全で良質な医療の提供 27) 患者中心の安全かつ質の高い全人的医療を提供する。 ○臨床研究の推進と医療の高度化 28) 高度医療の開発と実践及び先端医療を導入する。 ○豊かな人間性を備えた医療人の育成 29) 豊かな人間性と高度な医療技術を兼備した医療人の育成を図る。 (4) 附属学校に関する目標 ○教育活動の基本方針 30) 豊かな人間性と専門職としての高い倫理観を有し、口腔保健学の高度な専門的知識と技能を備えた医療従事者を育成する。 ○学校教育・運営体制 31) 学校の教育理念の実現にふさわしい教育・運営体制を構築する。	(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置 ○管理運営体制の強化に関する計画 43) 管理運営体制のあり方を検討するとともに、管理会計システム等を有効活用した部門別原価計算等を分析・評価し、運営の効率化と財政基盤の充実を推進する。 44) 病院施設・診療設備等の効率的かつ計画的整備を図る。 ○安全で良質な医療の提供に関する計画 45) 患者及び医療従事者の安全管理体制を充実し強化する。 46) 患者支援の充実、地域医療における病診連携体制及び情報公開等を推進し、患者及び地域への医療サービスの向上を図る。 47) 医学部附属病院と歯学部附属病院との重点的な連携による全人的診療体制を充実する。 ○臨床研究の推進と医療の高度化に関する計画 48) 研究成果の臨床への応用や先端医療の導入を推進する。 49) 高度医療、専門的医療の実践のための診療体制を充実する。 ○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画 50) 職種別の専門性・機能性に応じた教育・研修プログラムの整備と相互の連携を充実する。 (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置 ○教育活動に関する計画 51) 教育活動の基本方針に応じた教育内容を確認・整備の上、歯学部及び歯学部附属病院を中心とした各部局等との密接な連携体制を充実する。 ○学校教育・運営体制に関する計画 52) 口腔保健分野における高度な教育研究体制のあり方について検討し、整備する。
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 ○全学的な経営戦略 32) 学長のリーダーシップの下に、機動的・戦略的な大学運営を推進する。 ○戦略的な学内資源配分	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ○全学的な経営戦略に関する計画 53) 理事・副学長等による学長補佐体制及び戦略会議等による運営体制について、必要に応じ見直しを行い、学長を中心とした機動的・戦略的な大学運営を推進する。 ○戦略的な学内資源配分に関する計画

33) 全学的な経営戦略に基づく戦略的な学内資源配分を行う。 ○教育研究組織の見直し 34) 社会ニーズ、学術研究の動向を踏まえ、教育研究組織の見直しを行う。 ○人事の適正化 35) 弾力的な人事制度の構築や人的資源の活用など人事の適正化を図り、効率的な大学運営を行う。 2 事務等の効率化・合理化に関する目標 ○事務組織の見直し 36) 事務組織の機能や編成の見直しを行う。 ○事務処理の効率化・合理化 37) 事務処理を見直し効率化・合理化を行う。	54) 学長のリーダーシップの下、全学的視点から戦略的な資源配分を行う。 ○教育研究組織の見直しに関する計画 55) 教育研究に関する目標を達成するため、戦略会議等において検討を行い、医学部医学科や歯学部歯学科の入学定員適正化等、教育研究体制を柔軟かつ機動的・積極的に見直す。 ○人事の適正化に関する計画 56) 人事評価システムを効果的に活用するとともに、全学的視点から、柔軟で多様な人事制度を構築する。 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ○事務組織の見直しに関する計画 57) 組織業務の恒常的な見直しを行い、必要に応じて事務組織の編成・職員配置等を行う。 ○事務処理の効率化・合理化に関する計画 58) 事務の効率化・合理化の計画を策定し、推進する。
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 ○外部資金の確保 38) プロジェクト研究や個別研究による外部資金の獲得を支援し増加させる。 ○附属病院収入の確保 39) 附属病院運営の効率化と財政基盤の充実を図り、収入の増加に努める。 2 経費の抑制に関する目標 ○経費の抑制 40) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革における人件費削減の取組を行う。 41) 業務運営の合理化・効率化を図り管理的経費を抑制する。 3 資産の運用管理の改善に関する目標 ○資産の運用管理	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ○外部資金の確保に関する計画 59) 各種イベントで本学の技術や知的財産をPRし外部資金を獲得する。 60) プロジェクトチームを編成し、外部資金獲得に向けた支援を行う。 ○附属病院収入の確保に関する計画 61) 医療の高度化を図り、良質な医療を提供するとともに病院運営の効率化、私費料金等の見直しを行うことにより、経営改善を図る。 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ○経費の抑制に関する計画 62) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度に概ね1%の人件費を削減し、人件費改革を平成23年度まで継続する。 63) 管理的経費の節減方策を検討し、実施する。 64) 上記の具体的方策を行うことで、一般管理費の1%以上を削減する。 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ○資産の運用管理に関する計画

42) 全学的且つ経営的視野に立ち、資産を効率的・効果的に運用する。	65) 学内資金の運用管理について、運用効率等を向上する。 66) 再利用による設備の効率的・効果的な運用を実施する。
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 ○評価の充実及び評価結果の活用 43) 自己点検・評価及び外部評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に活用する。 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 ○情報公開の推進 44) 学外への積極的な情報公開及び情報発信を行う。	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画 67) 全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価及び認証評価を適切に実施する。 68) 年度評価、中期目標期間評価及び認証評価の評価結果を大学運営に適切に反映させる。 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 ○情報公開の推進に関する計画 69) 全学的な広報について再検討・見直しを行い、情報公開及び情報発信を推進する。
V その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 ○施設等の有効活用の推進 45) 既存施設等の有効活用により、教育研究を活性化させる。 46) 施設の長期的利用を可能とする維持管理を充実する。 47) 地球環境等に配慮した教育研究環境を充実する。 2 安全管理に関する目標 ○安全管理 48) 安全管理体制の確立並びに安全性・信頼性のある教育研究環境を確保する。 3 法令遵守に関する目標 ○法令遵守 49) 業務運営を適正に行うために、法令遵守を徹底する取組を行う。	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ○施設等の有効活用の推進に関する計画 70) 全学的かつ経営的視点に立った施設運用を実施する。 71) 点検結果を踏まえ維持管理計画を策定し、計画的に修繕を行う。 72) 地球環境に配慮した運営計画を策定し、実施する。 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 ○安全管理に関する計画 73) 現状の把握に努めるとともに、安全管理体制を充実し、安全性・信頼性を確保する。 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 ○法令遵守に関する計画 74) 監査室が監事及び会計監査人と連携して内部監査を適正に実施するとともに、監査結果については、役員会等を中心に法人運営に適切に反映させる。 75) 研究活動に係る不正行為防止を徹底し、法令遵守に関する啓発及び研修を行う。

(別紙)

学 生 収 容 定 員

中 期 目 標		中 期 計 画		
別表 1（学部、研究科等）		別表（収容定員）		
学 部	医学部 歯学部	平 成 22 年 度	医学部 8 4 0 人 歯学部 4 8 8 人 （うち医師養成に係る分野 4 9 0 人） （うち歯科医師養成に係る分野 3 7 0 人）	
研 究 科 等	医歯学総合研究科 保健衛生学研究科 生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部		医歯学総合研究科 9 8 1 人 保健衛生学研究科 1 0 0 人 生命情報科学教育部 1 3 5 人 （うち修士課程 1 2 5 人） 博士課程 8 5 6 人 （うち修士課程 5 8 人） 博士課程 4 2 人 （うち修士課程 9 0 人） 博士課程 4 5 人	
別表 2（共同利用・共同研究拠点）			平 成 23 年 度	医学部 8 6 0 人 歯学部 4 9 0 人 （うち医師養成に係る分野 5 0 0 人） （うち歯科医師養成に係る分野 3 7 0 人）
難治疾患研究所				医歯学総合研究科 9 8 1 人 保健衛生学研究科 1 0 0 人 生命情報科学教育部 1 3 5 人 （うち修士課程 1 2 5 人） 博士課程 8 5 6 人 （うち修士課程 5 8 人） 博士課程 4 2 人 （うち修士課程 9 0 人） 博士課程 4 5 人

平成 24 年 度	医学部 870人 歯学部 490人	(うち医師養成に係る分野510人) (うち歯科医師養成に係る分野370人)
	医歯学総合研究科 981人 保健衛生学研究科 100人 生命情報科学教育部 135人	〔うち修士課程125人〕 博士課程856人 〔うち修士課程 58人〕 博士課程 42人 〔うち修士課程 90人〕 博士課程 45人
	医学部 880人 歯学部 490人	(うち医師養成に係る分野520人) (うち歯科医師養成に係る分野370人)
平成 25 年 度	医歯学総合研究科 981人 保健衛生学研究科 100人 生命情報科学教育部 135人	〔うち修士課程125人〕 博士課程856人 〔うち修士課程 58人〕 博士課程 42人 〔うち修士課程 90人〕 博士課程 45人
	医学部 890人 歯学部 490人	(うち医師養成に係る分野530人) (うち歯科医師養成に係る分野370人)
	医歯学総合研究科 981人	〔うち修士課程125人〕 博士課程856人
平成 26 年		

	度	保健衛生学研究科 100人	〔うち修士課程 58人〕 博士課程 42人〕
		生命情報科学教育部 135人	〔うち修士課程 90人〕 博士課程 45人〕
	平成 27 年 度	医学部 890人 歯学部 490人	(うち医師養成に係る分野530人) (うち歯科医師養成に係る分野370人)
		医歯学総合研究科 981人	〔うち修士課程125人〕 博士課程856人〕
		保健衛生学研究科 100人	〔うち修士課程 58人〕 博士課程 42人〕
		生命情報科学教育部 135人	〔うち修士課程 90人〕 博士課程 45人〕